

太枠のみ記入願います

公益社団法人無人機研究開発機構

講習審査申込書

受領日 年 月 日

ふりがな		性別	男	女	入学(希望)日 時点年齢
氏名		生年月日	西暦	年 月 日	満 歳
住所	〒				
技能証明申請者番号		連絡先	自宅 ()		
マイナンバー			携帯電話 ()		
職業他	職種: 勤務先:		緊急連絡先 () 続柄		

(18歳未満は親権者の同意書が必要です)

希望講習種類 ○印をつける	航空機の種別	マルチ	ヘリ	飛行機
	区分	一等		二等
	希望コース (判定あり)	初心者		経験者
	限定事項 (解除)	25kg	昼間	目視内
現有民間 技能認証	発行機関		取得年月日	

✓ 当日、出席できない場合は必ず早めにご連絡ください。

✓ 一度納入した入学金、講習料等理由の如何を問わず、お返しできません。

✓ 現有民間技能認証の種類及び飛行経歴によって、経験者の判定を行います。

記入いただく個人情報は、当該講習にかかる目的以外には一切使用いたしません。

会員規約・受講規約に同意する

<希望日程> (HP;開催日程を確認願います。)	
(第1希望): 年 月 日開催	(第2希望): 年 月 日開催
経験者コース希望の方は、講習日の3日前までに経験確認の書類をメール送信	office@japan-uva.org

※以下は、公益社団法人無人機研究開発機構で記載

本人確認 (満16歳以上)	当日持参	有	無
技能証明申請者番号	本申込書に記載	有	無
住民票(写) (本籍表示あり)	当日持参	有	無
無人航空機操縦者身体検査証明書	必要な場合	有	無
写真(30mm×24mm;1枚) 裏面に氏名・生年月日記入	当日持参	有	無
経験確認資料等 (民間技能認証、飛行日誌など)	事前送付	有	無

経験判定	総務担当	入金確認
<input type="checkbox"/> 初心者		
<input type="checkbox"/> 経験者		
修了証明書番号:		
管理番号:		

※ 本人確認書は顔写真付き公的証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

※ 身体検査証明書は、運転免許証の非保有者のみ

※保護者の同意書は、必ず親権者ご本人が自筆署名・捺印が必要です

(同意書 様式)

公益社団法人無人機研究開発機構
代表理事 殿

保護者同意書

私は、 _____ が、貴機構の無人航空機操縦士技能証明講習へ入校することに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

電話番号（携帯） _____

親権者 _____ 印

(無人航空機操縦士技能証明講習の連絡にのみ使用いたします。)

※尚、入校後、当校から親権者の方へ入校に同意しているかの再確認の連絡を記入頂いた電話番号に連絡致します。ご協力の程、宜しくお願い致します。

公益社団法人無人機研究開発機構 安全推進部

TEL：093-692-0600

FAX：093-692-0610

公益社団法人無人機研究開発機構 受講規約

公益社団法人無人機研究開発機構の技術講習および講習（以下「本講習」）の受講に関しては、公益社団法人無人機研究開発機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。本講習を受講する場合、この規約（以下「本規約」）が適用されるものとする。

（目的）

第1条 公益社団法人無人機研究開発機構（以下、「本機構」）が主催する無人航空機（回転翼機）（以下「ドローン等」）の操縦にかかわる技能と知識を深める機会を提供することをその目的とする。

（運営・管理）

第2条 本講習は、公益社団法人無人機研究開発機構がその運営と管理にあたる。

（講習等の概要）

第3条

1. 本講習は、ドローン等のしくみや関連法令・安全管理等の講習、および実機を用いた実技講習を実施する。
2. 本講習は、前項の講習等のほか、画像処理に関する講習等を実施する。
3. 本講習に使用するドローン等の機器については、本機構が準備したものを使用する。ただし、理事長の承認を得た機材についてはこの限りでない。
4. 本講習の修了後、修了試験を実施し合格者に修了証を交付する場合がある。修了者は、当該修了証の他、本機構の定める申請書類を提出することで、本機構の操縦技能証明書および安全運航管理者証明書を取得することができる。なお、本機構への申請にかかる費用は受講料に含まず。
5. 前項で定める修了証は、受講者にやむを得ない事情があると本機構が判断したときは、再発行できるものとする。
6. 本講習は、受講者が修了試験に合格できず、複数回再受験をしてもなお合格できない場合には、理事長の判断により再試験を断る場合がある。

（受講者資格および受講証）

第4条

1. 本講習を受講する資格は、受講者本人のみに帰属する。
2. 受講者は、本講習を受講する際には、本機構が発行する受講証を携帯し、提示を求められた場合には、いつでも提示できるようにしておくものとする。受講証を忘れた場合、講習等の受講ができない場合がある。
3. 受講者としての資格および受講証を、第三者に譲渡、貸与することはできない。
4. 受講者は、万一、受講証を破損又は紛失した場合には、直ちに本機構へ届け出た上で、本機構の指示に従うものとする。
5. 本講習への申込み時において下記の各号のいずれかに該当する場合には、本講習を受講できない場合がある。
 - (ア) 法人、組合、その他団体（以下「団体」）に所属し業務の一環として受講する以外の方
 - (イ) 18歳未満の方
 - (ウ) 日本語の読解が出来ない方
 - (エ) 本講習において座学講習および実技講習に不適格と判断された方
7. 前項各号に関して虚偽の申請があった場合又は受講者が前項各号のいずれかに該当する場合には、本講習を受講することはできないものとする。
8. 受講証は、本講習が終了した場合、受講者としての資格を喪失した場合には、直ちに本機構へ返還するものとする。
9. 無人航空機操縦士技能証明講習の受講者は、安全な運航、技能の研鑽および無人航空機の適切な普及のために、正会員として登録する。
10. 正会員登録費用は、前項の受講料の支払い時に初年度のみ含まれる。
11. 本講習は、その内容により定款に定める会員限定の講習を実施する場合がある。

（届出事項）

第5条

1. 申込者は、本講習の申込時において、申込者本人の氏名、所属する団体名、部署名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等、本機構が指定する事項（以下「届出事項」といいます。）を届出するものとする。
2. 本講習は、契約成立後の受講者に対して、顔写真の提供および健康保険証等の本機構が指定する本人確認書類の提示を求められることができるものとする。
3. 受講者は、届出事項に変更があった場合には、速やかに変更手続きを行わなければならない。
4. 本機構は、届出事項に関する虚偽の届出、届出の遅延、又は変更の届出をしないことによる受講者の不利益については、何らの責任も負わないものとする。

（受講契約の成立）

第6条

1. 本講習の受講に関する契約は、申込者から予約申込みを行い、本機構が所定の予約手続きを開始することにより、予約が成立するものとする。
2. 本機構は、予約成立後、第4条第5項、第5条第1項、第15条等に関して申込者の審査を行い、申込者がこれらの条項に該当し、又は届出事項に虚偽等が発見された場合には、何らの責も負うことなく予約を破棄することができるものとする。なお、本機構は、予約を破棄する場合、その理由を開示する義務を負わないものとする。
3. 本講習の受講に関する契約は、予約が成立した後、受講者が受講料の支払を完了した時点で受講契約（以下「本契約」といいます。）の契約成立とする。申込者は、この時点をもって受講者としての資格を取得するものとする。
4. 本講習は、受講に関する契約の予約が成立後又は本契約の成立後においても、当該契約の対象となる講習等の受講者が6名（以下「最少実施人数」といいます。）以上集まらなかった場合には、当該講習等の開催前においては、何らの責も負うことなく予約を取消し、又は受講者が支払済みの受講料の全額を返金することにより、当該講習等の実施を中止し、本契約を解除することができるものとする。
5. 申込者は、受講に関する契約の予約申込みを取消し又は予約を破棄する場合には、本機構へ連絡しなければならない。また受講契約成立前において受講日の変更を希望する場合には、本機構まで連絡をした上で、再申込みを頂く必要がある。

（受講料の支払）

第7条

1. 本講習の申込者は、本機構が発行する請求書に従い、本機構が指定する銀行口座へ、本機構が指定する支払期日までに本講習の受講料として、請求金額を支払うものとする。
2. 前項の振込に要する振込手数料については、申込者の負担とする。
3. 本講習の内容、カリキュラムとして保証している回数を超過して本講習を受講する場合又は修了試験に合格できず複数回受講する場合には、追加での受講料及び修了試験検定料を本機構の指示に従って支払うものとする。

（受講日の変更）

第8条

1. 受講契約成立後、受講者の都合による受講日の変更はできない。
2. 受講者が受講日の変更を希望する場合には、次条に基づく受講契約の解約の後、改めて再申込みを頂く必要がある。この場合においても、次条に定めるキャンセル料が適用されることがある。
3. 本講習は、ドローン等の性質上、天候不順により講習等の実施日や講習等を実施する施設をやむを得ず変更または中止する場合があります。その場合には、受講日の前日の午前9時を目途に本機構より受講者へ連絡するものとする。なお、屋外の実技講習時において、天候の急変等により講習の実施又は継続が不可能となった場合、実施場所までに掛かった交通費等の補償は行かない。

（解約、返金）

第9条

1. 受講者は、受講期間中いつでも、受講者の都合で本機構との受講契約を終了させることができるものとする。
2. 受講者が受講対象コースの開催日当日に受講をキャンセルする場合または当日ご連絡なく欠席する場合、本機構は受講料を一切返金しないものとする。
3. 受講契約成立以降における受講者都合による受講契約の終了の際には、本機構は受講料を一切返金しないものとする。但し、開催前日までにキャンセルする場合は、キャンセル日が開講前日より起算して以下のキャンセル料を差し引いた金額を返還するものとする。なお、返金に要する振込手数料は受講者負担とする。
 - (ア) 開講日前7日以内：キャンセル料金 5%（税別）
 - (イ) 開講日前6日から4日以内：キャンセル料金 15%（税別）
 - (ウ) 開講日前3日以内：キャンセル料金 30%（税別）
 - (エ) 開講日前2日から前日：キャンセル料金 50%（税別）
 - (オ) 開講日当日以降のキャンセル料は、返還しない。
4. 受講規約に定める受講料・諸費用の支払いに関する手数料並びに本機構から受講者に対して返還する際の手数料は、すべて受講者の負担とする。
5. 第8条第3項の天候不順により技能維持訓練を中止する場合は、受講料の50%を返金する。

（受講者の義務・注意事項）

第10条

1. 受講者は、受講期間中、関係法令、本機構が別途指定する講習等の実施中の規則ほか、本講習の講師の指導に従うものとする。
2. 受講者は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
 - (ア) 本機構および他の受講者への脅迫、暴言、誹謗中傷、名誉棄損、差別、わいせつ行為、つきまとい等、本機構もしくは他の受講者に被害又は不快感を与える行為。
 - (イ) 特定の行動を継続、又は繰り返すことによる円滑な講習等の運営を妨害する行為。
 - (ウ) 提供者や第三者に対して、不利益又は損害を与え得る行為。
 - (エ) 本講習の講師の指導に従わずにドローンを操作する行為。
 - (オ) 本機構の提供又は運営に用いる設備、ドローンを含む機材の無断で使用する行為。
 - (カ) 受講者としての資格および受講証の譲渡・貸与。
 - (キ) 本講習の内容に問題や不具合があった場合において、その問題や不具合を悪用して自らもしくは第三者に不当に利益をもたらし、又は本機構もしくは第三者に不利益を与える行為。また、その問題や不具合をインターネット等を通じて流布する行為。
 - (ク) ドローンの改造行為。
 - (ク) 本講習の期間中不許可を問わずドローンの関連法令に違反し運航の操作等の危険な行為（航空法の適用を受けないドローンを含む）。
 - (コ) 講習等の受講中に知り得た他の受講者の個人情報の公開。
 - (サ) 講習等の受講中における政治、宗教、商業的行為やそれに類似する活動。
 - (シ) 講習等を実施する施設へのペット（生き物）や酒類の持込。
 - (ス) 前各号に定める行為のほう助、教唆。
 - (セ) 前各号に定める行為の予告、準備。
 - (ゾ) 本規約又は各種法令に違反する行為。
 - (タ) 本機構による講習等を妨げる一切の行為。
 - (チ) その他本機構が適切と判断する行為。
3. 本講習は、受講者が前二項に違反した場合には、本規約に基づく受講契約を解除するとともに、本機構がこうむった損害について賠償請求することがある。また、受講者が故意又は重大な過失により本機構の施設、ドローン等の機材等を破損、汚損した場合においても、同様とする。
4. 受講者は、本機構の指定する講習等の実施場所までの交通費、受講日当日の食費については、全受講者自らが負担するものとする。
5. 受講者は、受講日においてやむを得ず欠席し、又は遅刻する場合には、その理由のいかんを問わず、必ず本機構まで連絡を行うものとする。
6. 本機構は、受講者が何らの連絡なく受講日において欠席し、又は遅刻した場合には、欠席又は遅刻した講習等に関する受講料の返金義務を何ら負わずに、また当該講習等に代わる追加での講習等を提供する義務を負わない。

（不可抗力）

第11条 天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、法令の制定・改廃、行政行為や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、ドローンのメーカー等の都合によるドローンおよびドローンの部品の供給停止、その他本機構のコントロールすることができない事情により、本講習の安全かつ円滑な講習等の実施が不可能であると本機構が判断した場合には、本機構は、本契約を解除し、又は講習等の継続のために必要且日程の変更や講習等の実施施設の変更をする場合がある。

（免責事項、非保証）

第12条

1. 本機構は、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が損害をこうむった場合、第6条第4項及びおよび第9条に基づく返金を除き、一切の責任を負わない。
 - (ア) 講習等の最少実施人数が集まらなかったことによる講習等の中止
 - (イ) 第11条に記載の事由の発生
 - (ウ) 受講者都合による中途解約
 - (エ) 受講者自身の故意又は過失による事故
 - (オ) 受講期間中における盗難、いたずら、傷病
 - (カ) 本機構が加入する損害保険の補償範囲の限度を超えて発生した受講中の事故
 - (キ) 休憩中の事故・食中毒・疾病・盗難
 - (ク) 本機構の指示に従わない他の受講者の責により生じた事故
 - (ケ) その他本機構の責によらずに生じた損害
2. 本講習は、第3条第6項により再試験をお断りする場合や、第10条第3項による受講契約の解除をした場合、何らの返金義務、損害賠償義務を負わないものとする。
3. 本講習は、本機構の開催する講習等の完全性、受講者の事業や受講者の目的にとっての有用性、将来において法令に基づくドローンに関する免許制度、資格制度等ができた場合における当該免許、資格の取得の確実性を保証するものではない。

（著作権）

第13条

1. 本機構が講習等の実施中に受講者に対して提供し、又は提示する講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等に含まれる著作権の一切は、本機構又は本機構への使用許諾をしている第三者に帰属する。
2. 受講者は、以下の各号に例示するような著作権に関わる一切の行為を禁止する。
 - (ア) 講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製（受講生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く。）および他人への譲渡・貸与。
 - (イ) SNS等における講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。
 - (ウ) 本講習の施設における、本講習の講師の許可のない写真撮影、録音、録画、キャプチャ等。

（個人情報取扱いについて）

第14条

受講者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係する諸法令・規範等に基づき適切に取り扱うものとする。

（反社会勢力の排除）

第15条

1. 本講習は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者、および刺青（タトゥーを含む）をされている方の受講申込は受け付けない。
2. 本講習は、契約の成立後に受講者が前項に該当する事が明らかになった場合、直ちに契約を解除し、また一切の返金に応じない。

（受講者への連絡）

第16条 本機構から受講者への通知や連絡を行う場合には、第5条に基づく受講者からの届出事項に対して行うものとする。

（受講者から本機構へ連絡、問い合わせ）

第17条 各種お問い合わせは、下記に定める本機構事務局へ行うものとする。

〈事務局所在地および連絡先〉

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの2番1号 産学連携センター 410号室
公益社団法人 無人機研究開発機構 TEL：093-692-0600（受付時間10：00～17：00 ※本機構の休業日を除く）
メールアドレス：office@japan-uva.org

（準拠法）

第18条

本規約の適用・解釈は、日本法に準拠するものとする。
（専属的合意管轄裁判所）
第19条 本講習の利用に関するすべての紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
（本規約の改定）

第20条

1. 本規約は、受講者への予告なく本規約を変更することがある。この場合、本機構が管理するホームページへの掲載又は受講者の届出先となる住所もしくはメールアドレスへ通知するものとする。
2. 変更後の規約は、前項に基づく掲載日又は受講者への通知の発送日もしくは発信日より全ての受講者へ適用されるものとする。

附則 本規約は、平成29年4月11日から施行する。

平成30年1月12日 一部改正 令和2年3月11日 一部改正

公益社団法人無人機研究開発機構 会員規約

公益社団法人無人機研究開発機構の会員運営に関しては、公益社団法人無人機研究開発機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

第1章 総則

（目的）

第2条 本規約は、公益社団法人無人機研究開発機構の定款第5条に基づく法人の構成員である会員の入会資格の承認事項ならびに定款第7条に基づく、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会申込および契約

（入会）

第2条 本人の会員になる者とする者は、理事会で別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推挙された者は、理事長の承認後、本人の承諾を持って会員となるものとする。2 会員となった時点で本人の会員規約の内容を承諾しているものとみなし、同時に会員としての全ての権利と義務を有するものとする。但し、入会の申請を行った個人、団体および法人が次の各号について該当する場合には、それを承認しない場合がある。また、承認後であっても承認を取り消す場合がある。

- (1) 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
 - (2) 入会申込み後、一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
 - (3) 過去に本人から入会資格を取り消されたことがある場合
 - (4) その他、本人が不適当と判断した場合
- 3 入会の承認に必要な限りにおいて、本人は入会申込者および団体に對し質問その他必要な資料の提出を求めることができる。

（入会の時期）

第3条 本人は随時入会を受け、申込日の属する月の翌1日を入会日とする。

（入会金）

第4条 会員は、入会金を納入しなければならない。なお、入会金の額については、本規約末尾の付表に示す。

（入会金の納入）

第5条 入会金は、本人から入会承認を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

（会費）

第6条 会員は、年会費を納入しなければならない。なお、会費の額については、本規約末尾の付表に示す。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、本人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、本人から入会承認を受けた日から本人の事業年度末日までとする。

3 年会費の支払いは、本人が会員宛に発行する請求書に基づき、年会費対象期間の開始から30日以内に、本人の指定銀行口座に振り込まなければならない。

4 本人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず、これを返還しないものとする。

5 本人が会員から受領した年会費のうち、団体会員入会金、賛助会員会費、団体会員会費の50%は管理費に充てる。

6 団体会員は最低一口を年会費として支払わなければならない。

7 団体会員の口数に制限はなく、任意の口数を支払うことができる。

8 団体会員の口数を5口以上支払った団体は委託費の割引がある。割引率は以下の号による

- (1) 5口以上10口未満：5%
- (2) 10口以上15口未満：10%
- (3) 15口以上：15%

（会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 第8条退会の規定により退会した場合
 - (2) 第9条除名の規定により除名された場合
 - (3) 正会員にあっては、本人が成年被後見人もしくは被保佐人になった場合、または死亡もしくは失踪宣告した場合
 - (4) 団体会員にあっては、会員である団体が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てを受け、もしくは自ら申立てした場合
 - (5) 本人が認めた団体会員、賛助会員のうち団体である会員にあっては、会員である団体が解散または消滅した場合
 - (6) 定款第7条の支払義務を2年間以上履行しなかったとき
 - (7) 本人が解散した場合
- 2 会員は、前項各号によって会員資格を喪失しても、未納の年会費ほか本人への債務がある場合、その債務の支払いを完了しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会した会員が本人に残した著作物がある場合、自己に著作権が帰属する以外の著作物は本人に譲渡されるものとする。

3 会員資格を喪失した会員は、退会後も秘密保持契約を遵守しなければならない。

（除名）

第9条 本人は、会員が次の各号の一に該当すると本人が認めた場合、会員を除名することができる。

- (1) 本人の名譽を毀損し、または本人の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員として品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 会員として適当でないと判断した場合
- (5) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行なう団体の関係者及び行為者であると判明した時

2 前項の除名の決定は、一般法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名できるものとし、除名した会員にその旨を通知する。

（変更の届出）

第10条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、本人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出を行うものとする。

2 本人は、会員が前項の変更の届出を行わなかったことにより生じた不利益について一切の責任を追わない。

（入会金及び会費の免除）

第11条 理事会は、次のいずれかに該当する会員について、第4条および第6条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除又は減額を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める会員
- (2) 名誉会員

第3章 会員の権利と義務

（会員の権利）

第12条 本人の会員は、以下の権利を有する。

- (1) 会員は、本人を通じて入手した技術情報等を、定款第3条の目的を達成するための活動範囲内であれば、自らの活動において利用することができる。ただし、情報提供者が特に利用制限している場合、ならびに提供者の不利益になるような場合は、提供者の許可なしに利用してはならない。
- (2) 会員は、本人の会員であることを自ら宣伝し広報することができる。
- (3) 会員向けの各種サービスを受けることができる。
- (4) 会員は、インターネット上に構築された発言スペースで発言出来るが、発言の内容については、発言した会員自らが責任を負う。
- (5) 会員は、本人の名称、ロゴマーク等を、善意をもって使用することができる。

（会員の義務）

第13条 会員は、以下の義務を負う。

- (1) 会員は、自己のパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つ。
- (2) 本人は、会員のパスワードが他の会員または第三者に使用されたことにより当該会員が被る損害については、当該会員の故意・過失の有無に拘わらず一切の責任を負わない。会員は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに本人に届け出るものとし、本人の指示に従うものとする。
- (3) 会員は、本人のサービスを受ける際は、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続きを行う。
- (4) 会員は本人が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者が居る場合には、本人が当該第三者の承認を取得することを含む。）を除き、本人を通じて入手したいかなる情報をも

複製、販売、出版、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。

- (5) 本人を通じて入手した技術情報等を利用して、成果発表、製品化、事業化などを行うには、本人との間で、別途定める秘密保持契約を結ぶ必要がある。
- (6) 本人の目的達成のために有用な技術情報等を、本人を通じて会員に提供することについて協力しなければならない。
- (7) 本人の活動方針に基づいて企画される、広報、催事、ワークショップ、セミナーなどの活動にかかる費用及び人員について積極的に協力しなければならない。
- (8) 本人が実施する広告、広報、催事等において、会員の名称が利用されることについて協力しなければならない。

（著作権）

第14条 本人の発意に基づき、会員または本人の業務に関与する者が本人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、本人とする。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物をいう。

2 本人の発意に基づき、会員または本人の業務に関与する者が本人の事業活動上にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、本人とする。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

（禁止事項）

第15条 会員は第13条の他、本人を利用する上で以下の行為を行ってはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供してはならない。
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 犯罪行為に結びつく行為
- (4) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- (5) 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (6) その他、法律に反する行為
- (7) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 宗教活動またはこれらに類似する行為
- (9) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (10) 本人の運営を妨げ、或いは本人の信頼を毀損するような行為
- (11) 本人の運営のために収集した個人情報を本人運営以外の目的で利用する行為

（守秘義務）

第16条 会員は、本人の活動に関連して知り得た情報を第三者に開示もしくは漏洩し、または本人の活動以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

（損害賠償）

第17条 会員は、前第15条の禁止事項によって、本人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、その損害の全てを賠償する。

（免責）

第18条 会員は、本人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本人は一切責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第5章 本規約の追加・変更

（本規約の追加・変更）

第19条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

附則

本規約は、平成29年4月11日から施行する。

【付表】

会 費

（単位：円）

区 分	入 会 金	年 会 費
正 会 員	3,000	3,000
団 体 会 員	30,000	(一口)30,000
特 別 団 体 会 員	0	0
賛 助 会 員	0	30,000
名 誉 会 員	0	0

※ 団体会員は口数に応じて、講演会・セミナー等の割引率が決まります。（第6条第8項による）

（会員の種別）

- (1) 正会員 無人機またはそれに準ずる機器に関する学識・技能または経験を有する個人のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 無人機またはそれに準ずる機器に関する学識・技能または経験を有する団体のうち、この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 特別団体会員 無人機に関心のある大学並びに官公庁
- (4) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助する個人または団体
- (5) 名誉会員 この法人に対し特に功勞のあった者のうちから総会の議決をもって推薦された個人

（賛助会員の特典）

- (1) 会員向けメール情報の配信を受けることができる。
- (2) 会誌を毎回1部進呈される。
- (3) 希望により、会員向けメール情報に広告を配信することができる。
- (4) 希望により、毎号の会誌の「賛助会員名簿欄」に名称を掲載される。
- (5) 希望により、当法人ホームページの「賛助会員名簿欄」に名称を掲載される。
- (6) 希望により、当法人ホームページの「賛助会員名簿欄」の名称から、貴法人団体へのホームページへのリンクができる。
- (7) 会誌に広告を掲載される際に、割引価格が適用される。